

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 801 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 専門職大学院設置事業(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 告示 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合 (変更認可にも準用) 二 施設及び設備について (二)施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。 (但し、全国的な規制緩和を踏まえた改正を行う予定であり、本規定についても校地、校舎等毎に分けるなどの改正を行う予定。) | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|-----------------------------------|---|--|--|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域において、一定額の資金の保有を求める(具体的基準については学校法人・大学設置審議会において検討中)など学校経営の安定性・継続性が確保されている場合、専門職大学院大学の設置に伴う学校法人の寄付行為の認可に当たっては、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。</p> | <p>・検討要請に対する回答では「安定的・継続的な学校を担保するため、校地・校舎に替えて、金銭を保有すること」を求めているが、経営の安定性・継続性は別途、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」の資産要件で担保されているのではないかと。</p> | <p>・安定性・継続性確保の観点から、校舎の自己所有を求めない代替として、現行の基準上求めている資産に加えて一定の資金を保有していることを求めるものであるから、現行の基準では担保されない。</p> |
| <p>実施主体</p> | <p>学校法人</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>なし</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>なし</p> | | |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>なし</p> | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 801 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 不登校児童生徒対象学校設置事業(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 通知 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部次官通知)、小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について(平成14年3月29日文部科学次官通知) | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | (私立学校法の施行について) 三、学校法人の資産の認可基準について 2 基本財産は、原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。但し、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。 (小中学校設置基準の制定について) 第一 (9)他の学校等の施設及び設備の使用(第十二条) ①小学校等においては、施設及び設備を専用かつ自己所有することが原則であること | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------|--|---|---|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>特区番号803において設置される学校その他不登校児童生徒のみを対象とする学校の設置を目的とする学校法人の設立認可について、当該学校の収容定員が少数である場合であって、一定額の資金を保有しているなど学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地校舎の自己所有要件を求める必要がないものとする。(なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。)</p> | <p>・検討要請の回答では「安定性・継続性の担保のため」校地・校舎に替えて、資金の保有を求めているが、経営の安定性・継続性は別途、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」の資産要件で担保されているのではないか。</p> <p>・検討要請の回答では、「少人数の学校では、きめ細やかな教育を提供できる」とあるが、多人数でも教員の配置などにより、きめ細やかな教育を行えるのではないか。</p> <p>・検討要請の回答では、少人数の学校とする必要性について、「仮に借用校地校舎が失われても、代替の土地建物の取得が容易であるから、自己所有要件を緩和する」とあるが、学校経営の安定性・継続性については、別途、資産に関する他の基準により担保されるのであるから、少人数により担保する必要はない。</p> | <p>・同基準は、文部科学大臣所轄学校法人、すなわち大学、高等専門学校に係る基準であり、都道府県知事の所轄である中学校、小学校には該当しない。そのため、「一定額の資金を保有しているなど学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合」としている。</p> <p>・本特区構想は、不登校児童生徒に対する少人数の学校の設置を促進する政策的必要性和、代替校地校舎の取得が容易であることによる安定性・継続性の確保の双方の観点から自己所有要件の撤廃を認めるものであり、「少人数」については、実際のニーズも踏まえて検討した結果である。</p> <p>・「代替校地校舎の取得の容易であること」には校地校舎として相応しい場所が確保できるかという問題あり、必ずしも資産要件だけで担保できる問題ではない。</p> <p>・いずれにせよ所轄庁である都道府県知事が実態に応じて弾力的に判断すべきものと考えている。</p> |
|----------------|--|---|---|

・NPO法人から次のような趣旨の意見が出されており、これらについて、検討されたい。

①対象となる不登校児を年間30日以上長期欠席者と限定すべきでない。また、義務教育を終えたからといって支援不要とするのではなく、高校生も対象とすべきである。

②NPO等が学校法人化する場合、既存のフリースクール等で指導にあたっている教師で教員免許を持たない者も教員免許状を受けられる、もしくは担任できるようにすべきである。(→少なくともこれまでの経験を考慮して特別免許状が授与されると解してよいか。)

①「不登校」については、「年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない者(ただし、病気や経済的な理由による者を除く。)」と定義(学校基本調査)しているため、対象は原則として同様に考えている。そもそも、高等学校は義務教育ではなく、生徒の登校の是非は、保護者・生徒の責任の下判断される事項であり、概念上不登校との問題は生じない。また、高校生については、地方公共団体から要望として上がっていない。これらのことから、対象を小中学校に限定しているところである。

②原則として、教育職員は各相当の免許状を有していなければならないが、免許状を有しない者でも、担当する教科に関する専門的な知識又は技能等を有するものについては、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により、特別免許状を授与することが可能である。

また、優れた社会人等は、これを雇用しようとする者が都道府県教育委員会に届け出ることにより、免許状を要しない特別非常勤講師として、教科の領域の一部を単独で担任することが可能である。

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|------|---|---|
| | | <p>③既存のNPO法人立フリースクール等が、大きなもので200人以上の在籍であることから、少なくとも300～400人以上の上限とするか、もしくは具体的な上限設定による制約を当面の間は設けないこととすべきである。</p> <p>④小・中学校の設置基準は厳しく、自己所有要件が緩和されたとしても、現在、不登校児等を対象とした取組みを進めているNPO等が参入できない(この点は総合規制改革会議でも指摘されている。)></p> | <p>③具体的な上限を設定することは考えておらず、どの程度を「少人数」とするかについては、所轄庁である都道府県知事に委ねることとしている。(なお、「少人数」は「学校毎」の収容定員数が少数であることにも留意されたい。)</p> <p>④同基準のどの条文によって「参入できない」のかが明確ではないが、同基準は、条文により「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」など弾力的な規定となっているものが多く、所轄庁の判断が必要に応じて柔軟に対応できるものとなっている。文部科学省としても都道府県における私立学校所管部課に対し、私立学校の設置促進の観点から、設置認可審査基準等を緩和するよう周知しているところである。</p> |
| 実施主体 | 学校法人 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | なし | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | なし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | なし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 802 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 憲法、教育基本法等に基づく学校教育の取組として適切なものとする。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 構造改革特区研究開発学校制度(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | その他 | ・下記の指摘を踏まえ、再整理されたい。 | (P) |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則24条、24条の2、25条等 | ・下記の指摘を踏まえ、再整理されたい。 | (P) |

| | | | |
|------------------------|---|--|--|
| <p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p> | <p>第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。</p> <p>第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第25条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。 ※中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校についても上記の規定が準用されている。</p> | | |
|------------------------|---|--|--|

| | | | |
|----------------|---|--|------------|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、当該地域内に所在する学校において、当該地域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認める地域においては、上記の規定に拘わらず、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める学校教育法施行規則第26条の2等に基づき、新たに構造改革特区研究開発学校制度を設け、構造改革特区において、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組を可能とする。</p> <p>また、取組の期間については、一律には定めず、学校設置者と協議の上、定めることとする。</p> <p>(参考:第26条の2)</p> <p>小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うために特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる。</p> | <p>・地方公共団体からも「制度を狭められないよう文部科学大臣の認定に寄らないこととされたい旨」の意見が出されており、文部科学大臣の認定によらず、学校設置主体の自発的な判断に基づいて構造改革特区研究開発校を設定する制度とできないか再度検討されたい。</p> <p>(また、回答にある最低限の要件の具体的な内容を明らかにされたい。)</p> <p>・地方公共団体からも「長期的な取り組みを推進するため、期限を定めないう」意見が出ていることを踏まえ、期間を定めることなく構造改革特区研究開発校を設定できる制度とできないか再度検討されたい。</p> <p>・検討要請の回答で示された「附則第2条」は、個別の特例の期間を設けているものではなく、このような解釈は著しく不適當である。</p> | <p>(P)</p> |
|----------------|---|--|------------|

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|---|--|-----|
| 実施主体 | 学校教育法第1条に規定する学校の設置者 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | 特になし | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | <p>①当該取組が憲法、教育基本法上の理念を踏まえたものであること</p> <p>②当該取組において編成・実施する教育課程が学校教育法に示された学校教育の目標を満たすこと。</p> | <p>・教育基本法の理念を守るのは地方公共団体の責務でもあり、現在でも学校の教育課程等の管理は地方公共団体により行われているのではないかと。弾力化された教育課程の内容が適切なものか否かは地方公共団体において当然に判断されるものであり、同意要件とする必要はない。</p> | (P) |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | <p>研究開発の実施を希望する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置管理者は、文部科学省に、教育課程についての具体的かつ詳細な計画を含む「構造改革特区研究開発学校指定申請書」を提出するものとする。</p> | <p>・上記の指摘を踏まえ、再検討されたい。</p> | (P) |

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 803 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | ①不登校児童生徒のみを対象とすること、②当該学校において、児童生徒に対し、教育上適切な配慮がなされていること |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 省令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則第24条1項、第24条の2、第25条 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 第二十四条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。 第二十四条の二 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。 第二十五条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|---|--|---|
| 特例措置の内容 | 小・中学校の教育課程に関し、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる。 | 下記を踏まえて修正されたい。 | |
| 実施主体 | 地方公共団体又は学校法人 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | 特になし | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | ①不登校児童生徒のみを対象とすること、②当該学校において、児童生徒に対し、教育上適切な配慮がなされていること(プログラム別表と同様であり、新たな要件はない。) | ・①及び②はそもそも規制の特例の要件であり、地方公共団体が判断すべきである。現状でも個々の教育課程の内容の適否は地方公共団体において管理されているのではないか。 | ・学校教育法の体系上、学校教育法に示す各学校段階の目標を達成するための具体的な方法として、学校教育法施行規則により、教育課程に関する規定がおかれているところであり、当該規定を特例的に外すための要件やその際に学校教育法の目標が達成できるか否か等の判断は国が判断する事項である。(なお、現状においてもそれは同様。) |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 通常の学校設置に係る手続以外に、特になし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 804 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 他の高等学校や中等教育学校の後期課程で修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 高等学校の主体性を維持するため、単位認定に当たってのガイドラインをあらかじめ定めておくこと。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--|---|---|
| 特定事業の名称 | 高等学校、中等教育学校(後期課程)における学校外の学修の単位認定促進事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 省令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法施行規則第63条の5 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 学校外における学修について単位認定できる単位数の合計は20を超えないものとする。 | | |
| 特例措置の内容 | 高等学校、中等教育学校(後期課程)の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校(後期課程)、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を示し、地方公共団体が、当該地域内に所在する高等学校又は中等教育学校(後期課程)において、当該地域内の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認める地域においては、20単位を超え上限までの範囲内で地方公共団体において定めることができるものとする。 | ・単位数の上限については、基本方針の前できるだけ早期に具体的に明らかにするよう、引き続き検討されたい。 | ・「単位数の上限」については、現在、高等学校の主体性を維持することができる範囲内で検討しているところであり、できる限り速やかに提示できるよう努めた |
| 実施主体 | 高等学校、中等教育学校(後期課程) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | 特になし | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|------|--|--|
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | 特になし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 805 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の活性化 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | ①特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること、②通学すべき学校への復帰を前提とすること、③対象とする児童生徒の基準を予め定めておくとともに、対面による指導等が適切に行われること |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|-----------------------|---|------------------|
| 特定事業の名称 | 不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 運用 | 今回の特例措置の内容については通知において明確にし周知するのであれば、「通知」とすること。 | 御指摘を踏まえ、「通知」とする。 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | なし | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>特区において、引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、地方公共団体、学校法人又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を適応指導教室等で不登校児童生徒が受けた場合に、当該学習の一部について、校長は指導要録上出席扱いすることができる。</p> | <p>・「適応指導教室等」には、自宅学習も認められるべきではないか。 ・貴省の回答からすれば、「当該学習の一部」とする必要はない。「当該学習」と記載すること。 ・下記を踏まえて修正されたい。</p> | <p>・社会性を育む必要のある不登校児童生徒に対して、家に引きこもらせ、又、「放っておく」ことにもなり得る自宅学習については慎重に検討する必要がある、安易に規制改革のみの観点から推進すべきものではないと考える。また、自治体からもそのような要望はない。 ・「一部」を削除する。</p> |
| <p>実施主体</p> | <p>地方公共団体、学校法人、民間事業者</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>①特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること、②対面による指導等が適切に行われること(プログラム別表と同様であり、新たな要件はない。)</p> | <p>・これらは、特例措置の条件であって、地方公共団体が判断すべきである。 ・②については、検討要請の回答では、対面による指導が必要とのことであったが、それならば、「対面による指導が行われること」でよいのではないか。</p> | <p>・学校教育法の体系上、学校教育法に示す各学校段階の目標を達成するための具体的な方法として、学校教育法施行規則により、教育課程に関する規定がおかれているところであり、当該規定を特例的に外すための要件やその際に学校教育法の目標が達成できるか否か等の判断は国が判断する事項である。(なお、現状においてもそれは同様。) ・②については、「対面・訪問による指導が適切に行われることとする。」とする。「対面による指導等」とは、訪問も含めた指導等を意味している。その他、同様の趣旨の適切だと地方公共団体が提案する多様な指導方法も考えられる。</p> |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p> | | |

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 番号 | 806 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 特になし |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 三歳未満児に係る幼稚園入園事業 | | |
| 措置区分 | 法律 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法第80条 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|-----------------------------------|---|--------------------------|--|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第八十条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。</p> | | |
| <p>実施主体</p> | <p>幼稚園設置者(地方公共団体、学校法人等)</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p> | | |

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 807 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 幼稚園と保育所等を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う(幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする) |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 特になし |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 幼稚園と保育所等の合同活動に係る事業(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 省令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 幼稚園設置基準第五条一項 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。 | | |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、第五条一項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児(保育所児等)を含めて教育・保育することができるようにする。 | | |
| 実施主体 | 幼稚園設置者(地方公共団体、学校法人等) | (その他の内容の整理をまって調整) | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|------|--|--|
| 想定対象地域 | 特になし | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | 特になし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 808 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 市町村で採用する教員に係る特別免許状の授与であること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 教員免許状授与手続きの簡素化・迅速化事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 通知 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | なし | | |
| 特例措置の内容 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。 | | |
| 実施主体 | 市町村教育委員会及び当該市町村を包括する都道府県教育委員会 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | なし | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|----|--|--|
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | なし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | なし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 809 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 市町村で採用する教員に係る免許状の授与であること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 教員免許状授与手続きの簡素化・迅速化事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 通知 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | なし | | |
| 特例措置の内容 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。 | | |
| 実施主体 | 市町村教育委員会及び当該市町村を包括する都道府県教育委員会 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | なし | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|----|--|--|
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | なし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | なし | | |

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 810 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 特区において、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合に当該市町村が教職員の給与を負担し任用すること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---------------------------------|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 市町村費負担教職員任用事業 | | |
| 措置区分 | 法律 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 市町村立の小中学校等の教職員の給与等は、都道府県の負担とする。 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>市町村教育委員会が、当該市町村立の小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校)又は定時制高等学校につき、当該市町村が設定する構造改革特別区域の設定の趣旨にかんがみ、当該構造改革特別区域内に所在する市町村立の小学校等又は定時制高等学校において、当該構造改革特別区域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条に規定する職員(校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。))を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定は、適用しない。</p> | <p>・地方公共団体から、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項の規定に基づいて行う学級編成については、都道府県教育委員会の負担により配置された教職員によってのみ行うこととされているが、今回特例措置された市町村費負担教職員は、学校担任や教科担任の対応をさせることができるのか」との質問が出されている。本特例を創設した趣旨から当然対応できると解されるが、その理解でよいか。</p> | <p>可能である。なお、市町村費負担教職員任用事業は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の規定に基づき都道府県教育委員会が定めた教職員定数の範囲内で県費負担教職員が必要数配置された上で、それとは別に、市町村が地域の特性に応じた特色ある学校教育を行うため、自らの負担により常勤の教職員を任用する場合に認められるものである。市町村費負担教職員が任用されている学校において、どの教員に担任を持たせるかは、校長が校務分掌の中で決定すべき問題であり、県費負担教員、市町村費負担教員の別を問わない。</p> |
| <p>実施主体</p> | <p>市町村教育委員会</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>市町村教育委員会が当該教職員を任用しようとするときは、あらかじめ当該教職員の氏名、職種及び任用の目的、任期を付す場合にはその期間、任用される学校名等を都道府県教育委員会に通知する。変更手続についても同様。</p> | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 811 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|---|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 大学設置事業(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 省令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学設置基準第37条、附則 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 校地及び校舎の面積については、別に定める。 大学における校地の面積(寄宿舍その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。)は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>中央教育審議会大学分科会で検討中であり、平成15年1月までに結論。 (地域の集積が高い等の特別の理由があって、安定的な学校経営が確保される場合には、大学設置基準に拘わらず、校地面積基準を緩和する方向で検討中。)</p> | <p>・校地・校舎面積に関する基準の緩和の内容については、基本方針の前できるだけ早期に具体的に明らかにするよう、引き続き検討されたい。 ・地方公共団体から、校地が分断されているときの条件に関する事項が盛り込まれているか不明確であるという意見が出されており、検討の対象に含まれているのかご教示願いたい。</p> | <p>・基本方針確定前にパブリックコメントをかけられるよう、引き続き検討する。 ・校地面積基準の緩和には含まれないものと考えられるが、ご指摘の事項を含む大学設置・学校法人審議会の内規に関して、教育研究上支障がなければ特に定量的な基準を設ける必要はないことから、学生の学習環境への配慮等を求める定性的な基準へ移行する方向で、見直しを検討している。</p> |
| <p>実施主体</p> | <p>大学設置者</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>検討中</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>特になし</p> | | |

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 812 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|----------------------------|---|--|--------------------------------------|
| 特定事業の名称 | 大学院設置事業(仮称) | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 省令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学院設置基準 等(検討中) | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 校地・校舎の面積は、収容定員に応じ大学設置基準に定める学部等に係る基準に準じて個別審査する。(「大学院大学の審査基準について」平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定) | | |
| 特例措置の内容 | 中央教育審議会大学分科会で検討中であり、平成15年1月までに結論。 (地域の集積が高い等の特別の理由があつて、安定的な学校経営が確保される場合には、大学院設置基準等に拘わらず、校地・校舎面積に関する基準を緩和する方向で検討中。) | ・校地・校舎面積に関する基準の緩和の内容については、基本方針の前できるだけ早期に具体的に明らかにするよう、引き続き検討されたい。 | ・基本方針確定前にパブリックコメントをかけられるよう、引き続き検討する。 |
| 実施主体 | 大学院設置者 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 想定対象地域 | 検討中 | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | 特になし | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|---------------------|------|--|--|
| 特例措置に伴い 必要となる手続き | 特になし | | |
|---------------------|------|--|--|

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 813 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。) |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | ○試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。 ○地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | | |
| 措置区分 | 法律 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法第11条第1項 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|------------------------|--|--------------------------|--|
| <p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p> | <p>国が現に行っている研究と密接に関連し、当該研究の効率的推進に特に有益な研究を行う者が、国立大学等の試験研究施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該試験研究施設の廉価使用を認める。</p> | | |
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <p>○当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>○当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p> | | |
| <p>実施主体</p> | <p>国立大学等の国の試験研究機関</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|------|--|--|
| 想定対象地域 | 特になし | | |
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | 特になし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 814 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。) |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | ○試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。 ○地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。 |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | | |
| 措置区分 | 法律 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法第11条第2項 | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|------------------------|--|--------------------------|--|
| <p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p> | <p>国立大学等との共同研究施設を当該国立大学等の敷地内に整備し、当該施設内で研究を行う者が、当該施設を使用して得た研究データを無償で国に提供するときは、当該施設に供する敷地の廉価使用を認める。</p> | | |
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国立大学等の敷地を民間企業が廉価使用する場合における対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究又は国が行った研究の成果を活用する研究に必要な試験研究施設を大学等の敷地内に整備する者への拡大)及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)措置を図る。</p> <p>○当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>○当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連す</p> | | |
| <p>実施主体</p> | <p>国立大学等の国の試験研究機関</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>特になし</p> | | |

【再検討要請への回答】

| | | | |
|----------------------------|------|--|--|
| 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置) | 特になし | | |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし | | |

1. プログラム別表1の該当部分

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 815 |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省庁の長の認定に係る手続の緩和 |
| 特例措置を講じるに当たっての条件 | 各省各庁に対する事後的な報告を行うこと |

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

| | 所管省庁の案(12月17日現在) | 構造改革特区推進室からの再検討要請事項 | 所管省庁による回答 |
|-------------------|--|---------------------|-----------|
| 特定事業の名称 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | (その他の内容の整理をまって調整) | |
| 措置区分 | 政令 | | |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項 | | |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 研究交流促進法に基づき国有試験研究施設又は国有地の廉価使用を希望するときは、当該施設又は国有地を所掌する各省各庁の長の認定が必要。各省各庁の長は当該認定を行う際に、財務大臣への協議が必要。 | | |

| | | | |
|-----------------------------------|--|--------------------------|--|
| <p>特例措置の内容</p> | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験研究(以下「研究」という。)のための活動の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次のいずれにも適合すると認める場合において、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。</p> <p>○当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>○当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。</p> | | |
| <p>実施主体</p> | <p>国立大学等の国の試験研究機関</p> | <p>(その他の内容の整理をまって調整)</p> | |
| <p>想定対象地域</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p> | <p>特になし</p> | | |
| <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p> | <p>国立大学等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。</p> | | |